

SNSによる誹謗中傷等防止対策強化事業プロポーザルに係る質問及び回答

番号	質問内容	回答
1	条例第9条により、県が特定電気通信役務提供者に対して削除要請を行うのは、県民自身が削除要請を行っても削除されない場合に限られるという認識でよいのか。	ご認識のとおりです。
2	改正プロバイダ責任制限法（2022年）、情報流通プラットフォーム対処法（2025年）の施行に伴い、県民から地裁への「発信者情報開示命令」の申立、特定電気通信役務提供者への「削除要請」は増加していると思うが、県がこれらの「件数」に関する統計データ資料を持っていれば、共有してもらえないか。	県民から地裁への発信者情報開示命令申立件数、特定電気通信役務提供者に対する削除要請件数の統計データは保有しておりません。
3	納品先は、県庁内（1カ所）でよい。また、ポスター（2000部封筒入れ）、リーフレット（2つ折り4万部）、チラシ（4万部）の結束数は指定があるか。	ポスターの納品は、事務局に一括での納品を想定していますが、委託者との協議により変更する場合があります。 結束数の指定はありませんが、ポスターのうち一部（数量は別途指定します。）は折らずに納品いただくことを想定しております。